

健康福祉部指定管理者選定会議開催要領

(設置)

第1 健康福祉部が所管する信濃学園、西駒郷、障がい者福祉センター及び聴覚障がい者情報センター（以下「施設」という。）の指定管理者候補者（以下「候補者」という。）の選定を行うため、健康福祉部指定管理者選定会議（以下「選定会議」という。）を設置する。

(構成)

第2 選定会議の構成員は、次に掲げる者を充てる。

- (1) 健康福祉部長
- (2) 外部有識者
- (3) 健康福祉政策課長
- (4) 障がい者支援課長

2 構成員は、当該施設の指定管理者に応募した法人その他の団体（以下「法人等」という。）の役員である場合には、当該施設の候補者の選定に加わることができないものとする。

(会議等)

第3 選定会議は、障がい者支援課長からの要請により、必要に応じて健康福祉部長が招集する。

2 選定会議は、構成員の過半数の出席をもって成立するものとする。

3 第4に規定する意見聴取すべき事項について、選定会議に付すいとまがない場合その他特別の理由がある場合は、書面により意見聴取を行うことができるものとする。

(意見聴取)

第4 選定会議は、次に掲げる事項について意見聴取を行う。

- (1) 指定管理者の指定の期間、指定管理者の選定基準の細目、候補者採点基準及び募集要領
- (2) その他候補者選定に関する事項

2 前項の意見聴取は、指定管理者候補者募集等要件調書（様式1。以下「要件調書」という。）により行うものとする。

(採点)

第5 選定会議は、当該施設の指定管理者に応募した法人等の中から、当該施設の設置に係る条例で定める候補者の選定の基準及び要件調書により定める候補者採点基準に基づき採点するものとする。

2 前項の採点は、申請書類の確認、ヒアリング及びプレゼンテーション等適切な方法により行うものとする。

(候補者の選定)

第6 選定会議は、第5に規定する採点の結果を踏まえ、指定管理者候補者選定調書（様式2。以下「選定調書」という。）を作成するものとする。

2 県は、前項の選定調書により、候補者を選定する。

(庶務)

第7 選定会議の庶務は、障がい者支援課において行う。

(雑則)

第8 この要領に定めるもののほか、選定会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年6月25日から施行する。

(様式1)

指定管理者候補者募集等要件調書

健康福祉部 障がい者支援課

- 1 対象施設の名称
- 2 指定管理者に行わせる業務の範囲
- 3 公募の有無（公募しない場合はその理由）
- 4 指定期間
- 5 候補者となるための資格
- 6 候補者採点基準
- 7 募集要領（仕様書）

健康福祉部指定管理者選定会議

職名又は氏名							
印							

(様式2)

指定管理者候補者選定調書

健康福祉部 障がい者支援課

- 1 対象の施設
- 2 指定管理者に行わせる業務の範囲
- 3 公募の有無（公募しない場合はその理由）
- 4 指定期間

5 申請者及び候補者

申請者の名称	代表者	主たる事業所の所在地	指定管理者候補	備考

- 6 採点状況
候補者採点基準
候補者採点表

健康福祉部指定管理者選定会議

職名又は氏名							
印							

健康福祉部指定管理者選定会議構成員名簿

氏 名	役 職 等	備 考
土屋 智則	健 康 福 祉 部 長	
宮 下 智	(一社) 長野県知的障がい福祉協会 会長	外部有識者
川 瀬 勝 敏	長野県児童福祉施設連盟 会長	外部有識者
中 村 彰	長野県手をつなぐ育成会 会長	外部有識者
中 村 康 徳	公 認 会 計 士	外部有識者
永 原 龍 一	健 康 福 祉 政 策 課 長	
高 池 武 史	障 が い 者 支 援 課 長	